

三重の土地改良アラカルト

H26年台風11号災害の被害について

【はじめに】

三重県では、台風11号の接近に伴い、平成26年8月9日から10日にかけて三重県北中部を中心に長時間にわたって激しい雨が降りました。

特に、津市美里町では、9日16時までの1時間に86.0ミリの豪雨となり、最大24時間雨量は495.0ミリを観測する記録的な降雨量となりました。また、東海地方で初めて大雨特別警報が発令されました。

【農地・農業用施設の被害状況】

三重県内における農地・農業用施設の被害は、河川洪水による頭首工の損壊や、ため池堤体法面の崩落など大きな被害を受けました。(被害件数441件、被害額約24億円)

8月20日には、知事が現地調査を行い、1日も早い復旧復興を目指し全力をあげるよう指示がありました。

国は9月5日、台風11号災害の激甚災害指定を閣議決定し、国の補助率のかさ上げなど農家負担の軽減につながる特別措置を講じました。

【農地・農業用施設の復旧に向けて】

農地・農業用施設の復旧に向けては、10月20日から11月21日迄の間の4週間、延べ12班体制で国による災害査定が実施されました。

東海農政局及び東海財務局の職員が、箇所ごとに現地等において被災事実を確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、しかも技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適切な事業となるよう査定が行われました。

災害査定終了後、増高申請手続等を経て、各市町において、少しでも多くの農地で来年度の作付けができるよう復旧工事を進めていただくこととなります。県としましても、国や市町と連携を図り、早期に復旧ができるよう支援してまいります。



ため池堤体法面の崩落(松阪市 伊勢寺町)



農業用水路の被災(津市 白山町)



頭首工の損壊(津市 芸濃町)